

# 令和6年度 原町第一小学校いじめ防止基本方針

南相馬市立原町第一小学校

本校では、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる。」「いじめは決して許されない。」「いじめられている児童の立場に立ち、絶対守り通す。」という認識に立ち、いじめ防止のため、以下の方針で取り組む。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍している等、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (1) いじめに当たるか否かの判断

以下の点を踏まえて対応する。

- (ア) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条に基づく「学校のいじめ対策組織」を活用して行う。
- (イ) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つこと。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- (ウ) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。
- (エ) インターネット上で悪口を書かれる等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努める。
- (オ) 教職員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「学校のいじめ対策組織」へ事案の情報共有を行う。
- (カ) 具体的ないじめの態様の例
  - (a) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - (b) 周りの人から仲間はずれや無視をされる。
  - (c) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたり、時には遊ぶふりをしてそれらの行為をされる。
  - (d) 金品を要求される。
  - (e) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - (f) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - (g) インターネット上に悪口を書かれたり、いやなことをされたりする。

## 2 いじめ防止のための組織

### (1) 「いじめ問題対策連絡協議会」

※ 別紙「設置要項」を参照

### (2) 「いじめ根絶委員会」

学校生活において、生活指導部の指導範囲を著しく超えるようないじめの予防・調査・解決のために毎月開催し、情報交換・対策の実践等を通し、いじめの早期発見・解決、防止に努める。また、定期的ないじめアンケートの結果を分析・共有しながら重大事態にならないように対応する。

構成委員は、校長、教頭、教務、生徒指導主事とし、必要に応じ特別支援コーディネーター、養護教諭等の参加をもとめる。ただし、重大事案でない場合は、毎月の生徒指導全体会と兼ねて実施し、全教職員による協議とする。

### (3) 「教職員組織」

児童理解、問題行動の未然防止、早期発見・早期解決等適切な初期対応および保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。

### (4) 「PTA」

諸会議や懇談会・面談等を通し、保護者へいじめ対策の基本方針を周知したり連携した取組を行ったりする。

### 3 いじめの未然防止のための取組

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、また、特別な支援を必要とする児童等に配慮し、「道徳教育」や「人権教育」を通して児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。
  - ①教育相談の場を設定したり、日常的に児童が自身の思いを表現できたりする環境づくりに努める。
  - ②児童会等によるいじめ防止の活動（いじめ防止集会等）を推奨し、児童同士の心の結びつきや信頼感を高め、いじめの未然防止に努める。
- (2) PTAと連携し、家庭において、子どものいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃から子どもが悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくりに努める。また、インターネットやSNS等の使い方について一定のルールを設ける等、トラブルの防止に努める。さらには、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- (3) 地域や地域住民との連携を工夫し、地域において子どもに対する見守り、声掛け等を行うことにより、子どもが心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるとともに、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、学校、教育委員会、関係機関等に情報を共有するよう努める。
- (4) 子どもの健全育成に関わる関係機関等とは、いじめの防止等のための対策の推進に関し、相互に連携を図るよう努める。

### 4 いじめの早期発見のための取組

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、積極的にいじめの認知に努める。

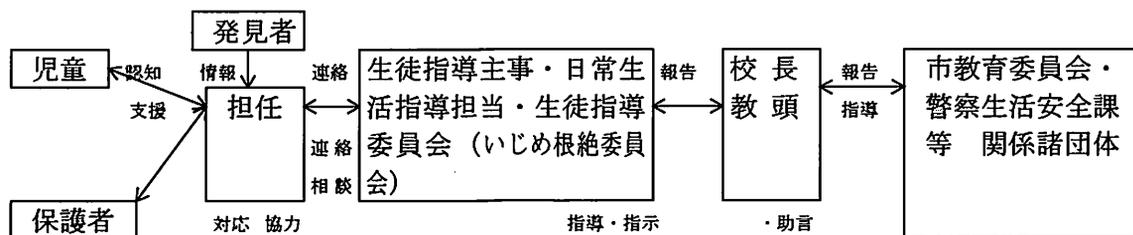
- (1) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談の窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。
- (2) 児童への日常的な観察（顔色、表情、学習態度、反応、言葉遣い、持ち物、友人関係、欠席や遅刻等）や関わりを大切にする。
- (3) Q-Uテストを行い、その結果を有効に活用する。
- (4) 保護者との情報を共有する。（電話、連絡ノート、家庭訪問、PTAの諸会議等）

### 5 いじめの早期対応に向けて

いじめ問題が生じた時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。また、重大事案につながりそうな案件については、南相馬市教育委員会学校教育課と連携した取組をする。

- (1) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込まないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) いじめを認知したら、他の業務に優先して、組織的対応につなげる。
- (4) 軽微と思われるものでも、事案について迅速に聞き取り、記録を残すことで、指導の方針、その後の対応を丁寧に行い、継続的な指導、支援を行っていく。
- (5) 少しでも重大事案につながる可能性のある事案は教育委員会へ早急に報告を行い、教育委員会と連携した取組をしていく。
- (6) 被害児童を守り通し、教育的な配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (7) 謝罪や責任を問うことに終始することなく、児童の人格形成に主眼を置いた指導をする。
- (8) 法を犯す行為に対しては、早期に南相馬警察署生活安全課に相談して協力を求める。
- (9) いじめが解消されたと思われる後も、児童に聞き取りをし、保護者と継続的な連絡を行う。

## ○ いじめが起きたときの対応



### 6 重大事態対処

万が一、重大事態が発生した場合は、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。合わせて、教育委員会（教育長）に重大事態が発生した旨の報告を行う。場合によっては、調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずる。

#### (1) 重大事態とは

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

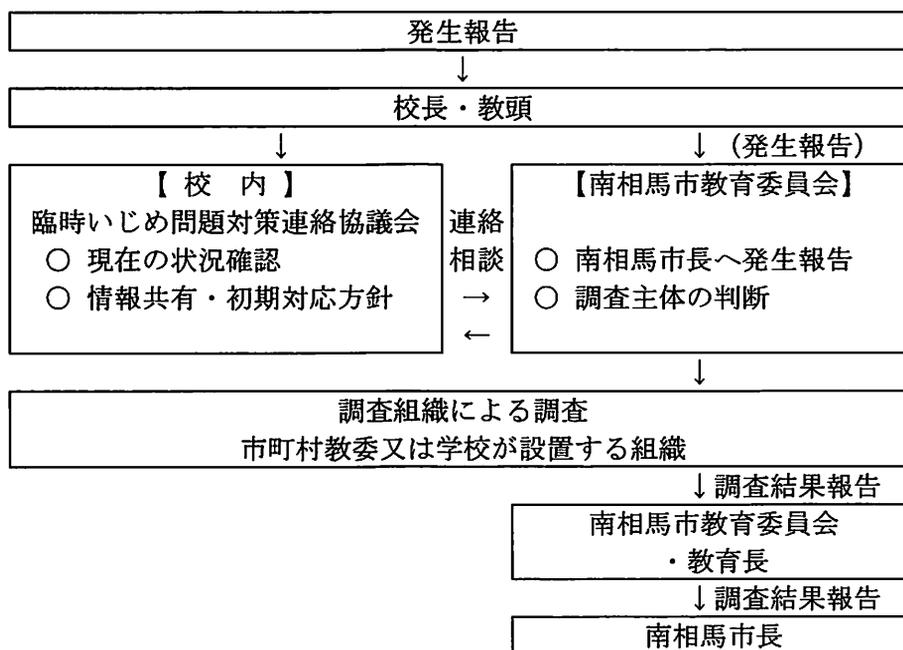
- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 学校は、重大事態が発生又は発生の疑いがある場合は迅速に南相馬市教育委員会へ報告し、指導・助言を受け早期解決を図る。

## ○重大事態への対応フロー図



## 7 年間計画

月	活 動 内 容	担 当
4月	・ 第1回生徒指導全体会（特別支援教育全体会） ☆ いじめアンケート実施（児童・保護者）	生徒指導主事・特別支援教育担当・全職員 各学級担任
5月	・ いじめ根絶委員会（第2回生徒指導全体会） ☆ いじめアンケート実施（児童）	生徒指導主事・日常生活指導担当・全職員 各学級担任
6月	・ いじめ根絶委員会（第3回生徒指導全体会） ◇ 第1回Q-Uテスト→結果を考察し、対応を検討 ☆ いじめアンケート実施（児童・保護者） ○ 個別懇談（保護者来校） ○ いじめ防止集会（児童会担当）	生徒指導主事・日常生活指導担当・全職員 各学級担任→教育相談担当 各学級担任 児童会活動担当・生徒指導主事・全職員
7月	・ いじめ根絶委員会（第4回生徒指導全体会） ◎ 第1回いじめ問題対策連絡協議会 ☆ いじめアンケート実施（児童）	生徒指導主事・日常生活指導担当・全職員 協議会委員 各学級担任
8月		
9月	・ いじめ根絶委員会（第5回生徒指導全体会） ☆ いじめアンケート実施（児童・保護者）	生徒指導主事・日常生活指導担当・全職員 各学級担任
10月	・ いじめ根絶委員会（第6回生徒指導全体会） ☆ いじめアンケート実施（児童）	生徒指導主事・日常生活指導担当・全職員 各学級担任
11月	◇ 第2回Q-Uテスト→結果を考察し、対応を検討 ・ いじめ根絶委員会（第7回生徒指導全体会） ☆ いじめアンケート実施（児童・保護者）	各学級担任→教育相談担当 生徒指導主事・日常生活指導担当・全職員 各学級担任
12月	・ いじめ根絶委員会（第8回生徒指導全体会） ☆ いじめアンケート実施（児童）	生徒指導主事・日常生活指導担当・全職員 各学級担任
1月	・ いじめ根絶委員会（第9回生徒指導全体会） ・ 第2回生徒指導訪問（市教委） ☆ いじめアンケート実施（児童・保護者）	生徒指導主事・日常生活指導担当・全職員 校長・教頭・（生徒指導主事） 各学級担任
2月	・ いじめ根絶委員会（第10回生徒指導全体会） ◎ 第3回いじめ問題対策協議会委員会 ☆ いじめアンケート実施（児童）	生徒指導主事・日常生活指導担当・全職員 協議会委員 各学級担任
3月	☆ いじめアンケート実施（児童・保護者）	各学級担任

## 8 評価と改善

- (1) いじめ問題に関する取り組みを学校評価項目に位置付け、いじめ問題の改善に努める。  
（児童アンケート、保護者アンケート、学校関係者評価等において）
- (2) いじめ根絶委員会やいじめ問題対策連絡協議会において、取組の検証・見直しを行う。
- (3) 学校のホームページや学校だより等を活用し、保護者等に取組や評価結果を周知する。